

規制シート(様式)

(別紙1)

160194701410002

平成28年4月25日

規制の名称	労働条件等の明示について	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の3第1項	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	職業安定局 派遣・有期労働対策部需給調整事業課長 松本圭 首席職業指導官 畑俊一
規制目的	労働者がその従事する業務内容及び労働条件を予め知った上で就職することにより、労働者を保護し、就職後における紛争を避け、またその労働者が当該職業に定着してその有する能力を完全に発揮できるようにすること。		
規制内容の概要	公共職業安定所、職業紹介事業者及び労働者の募集を行う者等は、それぞれ、職業紹介又は労働者の募集等に当たり、求職者又は募集に応じて労働者になろうとする者等に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	労働者がその従事する業務内容及び労働条件を予め知った上で就職することにより、労働者を保護し、就職後における紛争を避け、またその労働者が当該職業に定着してその有する能力を完全に発揮できるようにする必要があるため。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成28年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>